

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に  
関する規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正の目的・理由

令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等を実施するに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 改正の主な内容

(1) 利用者負担額の免除等の対象となる期間の延長（附則第4項関係）

令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する利用者負担額の免除等に関する基準に関し、国の財政支援の基準が変更されたことに伴い対象となる期間の延長を行うもの。

◆利用者負担額の免除等の対象となる期間

【改正前】令和2年7月6日から同年10月31日まで



【改正後】令和2年7月6日から同年12月31日まで

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由 公益上、緊急に規則を定める必要があるため